

株式交換に係る事前開示書類の変更

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条第 6 号に基づく
変更後の事項の開示)

2021 年 11 月 26 日

株式会社関西スーパーマーケット

2021年11月26日

株式交換に係る事前開示書類の変更
(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条第6号に基づく
変更後の事項の開示)

兵庫県伊丹市中央五丁目3番38号
株式会社関西スーパーマーケット
代表取締役 福谷 耕治 印

株式会社関西スーパーマーケット（以下「甲」といいます。）及びイズミヤ株式会社（以下「乙」といいます。）は、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施いたします。

甲は、本株式交換に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条の規定に基づく開示事項を記載した2021年10月14日付の書面を備置しておりますが、今般、甲及び乙の間で本株式交換の効力発生日の変更に係る株式交換契約変更契約を締結したことに伴い、当該事前開示事項に変更が生じたので、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条第6号に基づき、下記のとおり変更いたします。なお、本書面においては、変更事項のみを開示しております（下線は変更箇所）。

I. 前文第一文の変更

(変更前)

株式会社関西スーパーマーケット（以下「甲」といいます。）及びイズミヤ株式会社（以下「乙」といいます。）は、2021年8月31日付で株式交換契約書（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結し、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社、効力発生日を2021年12月1日（以下「本効力発生日」といいます。）とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことにいたしました。

(変更後)

株式会社関西スーパーマーケット（以下「甲」といいます。）及びイズミヤ株式会社（以下「乙」といいます。）は、2021年8月31日付株式交換契約書（以下「本株式交換契約」といいます。）及び同年11月26日付株式交換契約変更契約書（以下「本変更契約」といいます。）を締結し、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社、効力発生日を2021年12月15日（以下「本効力発生日」といいます。）とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことにいたしました。

II. 事前開示事項の変更

1. 株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）

(変更前)

別紙1に記載のとおりです。

(変更後)

別紙1-1（本株式交換契約）及び別紙1-2（本変更契約）に記載のとおりです。

5. 株式交換完全親会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第193条第4号イ）

（変更前）

- ① 本株式交換（阪急オアシス）

甲は、阪急オアシスとの間で2021年8月31日付で締結した株式交換契約に基づき、2021年12月1日を効力発生日として、甲を株式交換完全親会社とし、阪急オアシスを株式交換完全子会社とする株式交換を行うことといたしました。

- ② 中間配当

甲は、2022年3月期に係る中間配当として、2021年9月30日を基準日とする1株当たり8円の剰余金の配当を行うことを予定しております。

- ③ 吸収分割

甲は、分割準備会社との間で2021年9月30日付で締結した吸収分割契約に基づき、2022年2月1日を効力発生日として、甲を吸収分割会社、分割準備会社を吸収分割承継会社とし、甲がその営む一切の事業に関して有する権利義務を分割準備会社に承継させる吸収分割（本吸収分割）を行うことといたしました。

なお、本吸収分割は、本経営統合のために行われるものであり、2021年10月29日に開催予定の甲の臨時株主総会において承認を受けた上で、2022年2月1日を効力発生日として実施される予定です。

（変更後）

- ① 本株式交換（阪急オアシス）

甲は、阪急オアシスとの間で2021年8月31日付で締結した株式交換契約及び同年11月26日付で締結した株式交換契約変更契約に基づき、2021年12月15日を効力発生日として、甲を株式交換完全親会社とし、阪急オアシスを株式交換完全子会社とする株式交換を行うことといたしました。

- ② 中間配当

甲は、2022年3月期に係る中間配当として、2021年9月30日を基準日とする1株当たり8円の剰余金の配当を行いました。

- ③ 吸収分割

甲は、分割準備会社との間で2021年9月30日付で締結した吸収分割契約に基づき、2022年2月1日を効力発生日として、甲を吸収分割会社、分割準備会社を吸収分割承継会社とし、甲がその営む一切の事業に関して有する権利義務を分割準備会社に承継させる吸収分割（本吸収分割）を行うことといたしました。

なお、本吸収分割は、本経営統合のために行われるものであり、2021年10月29日に開催された甲の臨時株主総会において承認を受け、2022年2月1日を効力発生日として実施される予定です。

- ④ 株主による仮処分命令の申立て等

甲は、株主であるオーケー株式会社から、2021年11月9日付及び同月15日付で、神戸地方裁判所に対して本株式交換の差止めを求める仮処分命令の申立てを受けていたところ、同月22日付で神戸地方裁判所において本株式交換を仮に差し止める旨の決


定がなされましたが、甲は、現在これを不服として裁判手続において争っています。

以 上

別紙 1-1 (本株式交換契約)

(添付のとおり)

株式交換契約書



株式会社関西スーパーマーケット（以下「甲」という。）及びイズミヤ株式会社（以下「乙」という。）は、2021年8月31日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行う。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

- (1) 甲：株式交換完全親会社
（商号）株式会社関西スーパーマーケット
（住所）兵庫県伊丹市中央五丁目3番38号
- (2) 乙：株式交換完全子会社
（商号）イズミヤ株式会社
（住所）大阪府大阪市西成区花園南一丁目4番4号


第3条（本株式交換に際して交付する金銭等及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際し、本株式交換がその効力を生ずる時点の直前時における乙の株主（以下「本割当対象株主」という。）に対し、その保有する乙の株式の総数に11,909を乗じて得られる数の甲の株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際し、本割当対象株主に対し、その保有する乙の株式1株につき甲の株式11,909株の割合をもって、甲の株式を割り当てる。

第4条（甲の資本金及び準備金に関する事項）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条に定めるところに従って、甲が適当に定める。

第5条（効力発生日）



本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2021年12月1日とする。但し、本株式交換の手の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲及び乙が協議し合意の上、本効力発生日を変更することができる。

第6条（株主総会決議）

1. 甲及び乙は、本効力発生日の前日までに、それぞれ、本契約の承認その他本株式交換に必要な事項に関する株主総会決議（会社法第319条第1項により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下「株式交換承認総会」という。）を求める。
2. 甲は、甲の株式交換承認総会において、甲の定款を2021年12月1日付で別紙のとおり変更する旨の決議を求める（かかる定款変更を、以下「本定款変更」という。）。

第7条（剰余金の配当及び自己株式の取得の制限）

1. 甲は、2021年9月30日を基準日として、1株当たり8円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
2. 甲及び乙は、前項に定める場合を除き、本契約締結日後、本効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならないものとし、かつ、本契約締結日後、本効力発生日より前の日 of いずれかの日を取得日とする自己株式の取得（但し、会社法第192条第1項に定める単元未満株式の買取請求に応じて行う自己株式の取得及び会社法第797条第1項に定める本株式交換に際して行使される反対株主の株式買取請求に応じて行う自己株式の取得を除く。）を行わないものとする。

第8条（その他の増資・組織再編）

1. 甲及び乙は、乙が本効力発生日の前日（前日が銀行休業日である場合は、直前の銀行営業日とする。）までにエイチ・ツー・オーリテイリング株式会社に対して第三者割当ての方法により募集株式1株の発行（払込金額：1株当たり12,261,720,000円。以下「本増資」という。）を行う予定であることを確認する。
2. 甲及び乙は、甲が株式会社阪急オアシス（住所：大阪府大阪市北区角田町8番7号。以下「丙」という。）との間で本契約締結日付で株式交換契約を締結し、同契約に基づき、2021年12月1日を効力発生日として、甲を株式交換完全親会社、丙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本阪急オアシス株式交換」という。）を行う予定であることを確認する。
3. 甲及び乙は、甲が本契約締結日後速やかに甲の完全子会社として設立する予定の株式会社（以下「丁」という。）との間で甲を吸収分割会社、丁を吸収分割承継会社とし、甲が甲の営む一切の事業に関して有する権利義務を丁に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に係る吸収分割契約を締結し、2022年2月1日を効力発生日として本吸収分割を行う予定であることを確認する。

第9条（本株式交換の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から本効力発生日までの間に、甲若しくは乙の財産若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らか

となった場合、又はその他本株式交換の目的の達成が困難となった場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本株式交換及び本契約の効力）

1. 本株式交換は、本効力発生日において、本増資に係る払込金額全額の払込み及び乙の募集株式1株の発行が行われていること並びに本定款変更が効力を生じていることを条件として、本阪急オアシス株式交換と同時に、その効力を生じるものとする。
2. 本契約は、本効力発生日の前日までに、第6条各項に定める各議案について甲若しくは乙の株式交換承認総会の決議による承認を得られなかったとき、本株式交換の実行に際して効力発生前に法令上必要となる関係官庁等の承認等が得られなかったとき（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づき甲又は本割当対象株主によって本株式交換に関して行われる届出に係る待機期間が本効力発生日の前日までに終了しないとき及び公正取引委員会により排除措置命令等本株式交換を妨げる措置又は手続がとられたときを含むが、これらに限られない。）、又は前条に基づき本契約が解除されたときは、その効力を失うものとする。

第11条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関連する当事者間の一切の紛争については、被告の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審についての専属的合意管轄裁判所とする。

第12条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

(以下余白)

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

2021年8月31日

甲： 兵庫県伊丹市中央五丁目3番38号
株式会社関西スーパーマーケット
代表取締役社長 福谷 耕治



乙： 大阪府大阪市西成区花園南一丁目4番4号
イズミヤ株式会社
代表取締役社長 梅本 友之



(別紙) 定款変更の内容

(下線部分に変更部分)

現行定款	変更案
第1条～第5条 (条文省略)	第1条～第5条 (現行どおり)
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>50,000,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>100,000,000株</u> とする。
第7条～第32条 (条文省略)	第7条～第32条 (現行どおり)
(新設)	<u>附則</u> <u>第1条 第6条 (発行可能株式総数) の変更は、2021年12月1日付でその効力を生じる。なお、本附則は、同日の経過後にこれを削除する。</u>



別紙 1-2 (本変更契約)

(添付のとおり)



株式交換契約変更契約書

株式会社関西スーパーマーケット（以下「甲」という。）及びイズミヤ株式会社（以下「乙」という。）は、甲及び乙の間の2021年8月31日付株式交換契約書（以下「原契約」という。）を変更することについて、2021年11月26日（以下「本契約締結日」という。）付で、以下のとおり、株式交換契約変更契約書（以下「本契約」という。）を締結する。なお、本契約において使用される用語は、別途本契約で定義される場合を除き、原契約において定義される意義を有するものとする。

第1条（効力発生日の変更）

甲及び乙は、原契約第5条を以下のとおり変更する（下線部は変更箇所を示す）。

（変更前）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2021年12月1日とする。但し、本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲及び乙が協議し合意の上、本効力発生日を変更することができる。

（変更後）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2021年12月15日とする。但し、本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲及び乙が協議し合意の上、本効力発生日を変更することができる。

第2条（原契約のその他の規定）

甲及び乙は、本契約に定めるものを除き、原契約のいかなる規定も変更されるものではなく、原契約が引き続き完全な効力を有することを確認する。

第3条（規定外事項）

本契約に定めのない事項については、原契約の定めに従うものとする。

（以下余白）



以上の合意を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙それぞれ記名捺印の上、各 1 通を保有する。

2021 年 11 月 26 日

甲： 兵庫県伊丹市中央五丁目 3 番 38 号
株式会社関西スーパーマーケット
代表取締役社長 福谷 耕治



乙： 大阪府大阪市西成区花園南一丁目 4 番 4 号
イズミヤ株式会社
代表取締役社長 梅本 友之



